第三条中「法第六十一条の二十四第二項に規定する検査（以下「溶接検査」という。）」を「溶接検査」に改め、同条第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）」を「学校教育法による大学」に改め、同条第六号中「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項」を「電気事業法第百四条第二項若しくは第三項」に改め、「（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第七号中「法第六十一条の二十四第一項」を「法第六十一条の二十四」に改め、同条を第三条の二とし、第二条の次に次の一条を加える。

（放射能濃度確認を実施する者）

第三条　独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行う放射能濃度確認に関する事務の一部（以下「放射能濃度確認事務」という。）を実施する者は、機構の職員であって、次の各号に規定する法第六十六条の原子力規制委員会規則で定める資格のいずれかを有し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「放射能濃度確認員」という。）とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次条第一号及び第二号、第三条の三第一号並びに第四条第一号において同じ。）又は高等専門学校において、理科系統の学科を修めて卒業した者であって、放射線管理の実務又は放射能濃度確認の実務に通算して二年以上従事した経験を有する者

二　放射線管理の実務又は放射能濃度確認の実務に通算して五年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了した者

三　原子力施設検査官の職にあった者又は原子力施設検査員の経験を有する者

四　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）第二条に規定する者をいう。以下同じ。）の経験を有する者

五　原子炉主任技術者免状又は核燃料取扱主任者免状を有する者

六　法第六十一条の二第一項に規定する確認に関する事務を実施した経験を有する者

七　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者

第三条の二　機構が行う廃棄確認を実施する者は、機構の職員であって、次の各号に規定する法第六十六条の原子力規制委員会規則で定める資格のいずれかを有し、かつ、機構の理事長が選任した者（以下「廃棄確認員」という。）とする。

一　学校教育法による大学又は高等専門学校において、理科系統の学科を修めて卒業した者であって、放射線管理の実務又は廃棄確認の実務に通算して二年以上従事した経験を有する者

二　放射線管理の実務又は廃棄確認の実務に通算して五年以上従事した経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める研修を修了した者

三　原子力施設検査員の経験を有する者

四　電気事業法第百四条第二項若しくは第三項の電気工作物検査官の職にあった者又は電気工作物検査員の経験を有する者

五　原子炉主任技術者免状又は核燃料取扱主任者免状を有する者

六　法第五十一条の六第一項に規定する確認を実施した経験を有する者

七　法第五十一条の六第二項又は第五十八条第二項に規定する確認を実施した経験を有する者

八　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認める者

第四条中「法第六十一条の二十六第二項に規定する確認（以下「運搬物確認」という。）」を「運搬物確認」に改め、同条第四号中「第百四条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第二項各号の規定は、法第六十五条第三項の原子力規制委員会規則で定める廃棄確認に係る事務規程で定めるべき事項について準用する。この場合において、これらの規定中「溶接検査」とあるのは「廃棄確認」と、「溶接検査員」とあるのは「廃棄確認員」と、「溶接検査に合格したこと」とあるのは「廃棄確認をしたこと」と読み替えるものとする。

第六条に第一項として次の一項を加える。

法第六十五条第三項の原子力規制委員会規則で定める放射能濃度確認事務に係る事務規程で定めるべき事項は、次に掲げるものとする。

一　事業所の名称及びその事業所が放射能濃度確認事務を行う区域

二　放射能濃度確認事務を行う時間及び休日に関する事項

三　放射能濃度確認員の職務に関する事項

四　放射能濃度確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五　放射能濃度確認事務の実施の方法に関する事項

六　放射能濃度確認事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

七　原子力規制委員会に対する放射能濃度確認事務の結果の通知に関する事項

八　その他放射能濃度確認事務の実施に関し必要な事項

第七条を削る。

第八条中「及び運搬物確認」を「、廃棄確認及び運搬物確認」に改め、「検査結果報告書により」の下に「、廃棄確認については様式第二の廃棄確認結果報告書により」を加え、「様式第二」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「様式第三」を「様式第四」に改め、同条を第八条とする。

様式第一中「第8条」を「第7条」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令」を「試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令」に改める。

様式第三中「第9条」を「第8条」に、「文部科学大臣、経済産業大臣、」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあっては」を「区分（核原料物質使用者）」に、「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会」に改め、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず」を削り、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあっては第23条第1項第3号及び第5号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の2第1項の規定並びに第55条の3第1項の規定、国土交通大臣にあっては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の2第1項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第1項の」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第1項の」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に改め、「第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）」の次に「、第27号の2から第27号の4まで」を加え、同様式を様式第四とする。

様式第一中「第8条」を「第7条」に、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の溶接検査及び運搬物確認に関する省令」を「試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令」に改め、同様式を様式第三とし、様式第一の次に次の一様式を加える。

様式第２（第７条関係）

整理番号　（注１）		

廃　棄　確　認　結　果　報　告　書

年　月　日

原子力規制委員会

殿

独立行政法人原子力安全基盤機構

理事長の氏名　　印